

平成 24 年 11 月 9 日

専門医制度専攻医指導施設
指導責任医各位

日本産科婦人科学会
中央専門医制度委員会
委員長 吉川史隆

専攻医指導施設の区分の調査結果について

拝啓 晩秋の候、先生におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本産科婦人科学会専門医制度も発足後 25 年を経過し、本制度に基づく専攻医の研修も順調に行われております。これも一重に先生方のご協力の賜と感謝しております。専攻医の研修は生涯研修と共に本制度の柱であり、是非充実した研修が行われるように一層のご尽力をお願い申し上げます。

専門医制度委員会では、専攻医が領域に偏ることなく充実した研修を受けることができるように、平成 25 年 4 月から専攻医の研修開始者から適用される申請要件に以下の条件を加えました（平成 23 年度第 4 回理事会承認）。

「平成 25 年度以降に産婦人科研修を開始した専攻医は 6 カ月以上の期間、総合型専攻医指導施設で研修すること。」

それに伴い専攻医指導施設について

1) 総合型専攻医指導施設（以下、総合型施設）指定基準

下記のいずれかの施設

(1) 医育機関附属病院

(2) 下記の基準を全て満たす医療施設

ア) 常勤産婦人科専門医が 4 名以上いること。

イ) 周産期、婦人科腫瘍、生殖・内分泌、女性のヘルスケアの 4 領域を、日本産科婦人科学会が定めた専攻医のための研修カリキュラムに沿って、幅広く研修できる施設。ただし、以下の条件（註 1, 2, 3）を満たす必要がある。

ウ) 周産期、婦人科腫瘍の各領域に関して、日本産科婦人科学会登録施設として症例登録および調査協力等の業務に参加していること。

エ) 内科、外科、小児科（または新生児科）の医師が常勤していること。

註 1：周産期：総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、あるいは年間母体搬送の受け入れを 20 症例以上実施している施設。

註 2：婦人科腫瘍：浸潤がんの治療を年間 10 症例以上実施している施設。

註 3：生殖・内分泌および女性のヘルスケア：専門性の高い診療実績を有していること。

2) 連携専門医療型専攻医指導施設（以下、連携専門医療型施設）指定基準

がんセンター、総合および地域周産期母子医療センターなどの専門医療施設

3) 連携型専攻医指導施設（以下、連携型施設）指定基準

総合型もしくは連携専門医療型施設に該当しない施設

の施設区分を設け、平成 24 年度の施設指定申請時に調査を行いました。

その結果、貴専攻医指導施設は施設区分「総合型専攻医指導施設」と登録することになりましたことをご報告いたします。なお、調査後に専門医数等に変更があった場合でも平成 25 年度は上記の区分になります。区分変更については毎年指定申請時に行う予定です。その際の用紙は後日学会ホームページに掲載いたします。調査結果にご意見がございましたら 11 月 16 日（金）までに FAX：03-5842-5470 または E メール：kym@isog.or.jpにてお送り下さい。

施設区分は 11 月中に学会ホームページに掲載いたします。